非管理文書

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和８年（２０２６年）９月１０日

住　所　　札幌市中央区北七条西一五丁目２８番地１１

氏　名　　株式会社丸升増田本店　代表取締役　横山　教之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条第１項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事　　鈴木　直道

許可の年月日	平成１２年（２０００年） ９月２６日	許可番号	環廃第２１－１５号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破砕施設） 可燃ごみ（紙類）		
設置場所	北海道北広島市北の里７０番３、７０番５		
処理能力	１５．０ｔ／日		
許可の条件	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊		
許可を受けていることを証する書類の提出の有無	有　・　(無)		
留意事項	1　施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和８年（２０２６年）９月１０日　許可証書換交付（代表者の変更）　（石狩振興局）